



第4章

上位計画・関連計画の概要

1. 第8次白糠町総合計画（上位計画）
2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上位計画）
3. 白糠町人口ビジョン（関連計画）
4. 白糠町創生総合戦略（関連計画）
5. 白糠町公共施設等総合管理計画（関連計画）
6. 白糠町地域防災計画（関連計画）
7. 白糠町地域公共交通網形成計画（関連計画）



上位計画・関連計画の概要

(1) 第8次白糠町総合計画 (平成30年3月) 【上位計画】

住民と本町の最上位計画として位置付けるとともに、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、事業に対する必要性や優先順位を明確化し、住民と行政が協働のまちづくりを進めるため、「協働のまちづくり」、「情報共有のまちづくり」、「点検・評価のまちづくり」の3つの役割を持ちます。

■計画期間

基本構想：平成30年度(西暦2018年度)から令和9年度(西暦2027年度)までの10年間
 /実行計画：前期5年、後期5年

■基本構想：まちづくりの重要視点と将来像

・本計画では、身の丈にあったまちづくりを今後とも進めていくため、第7次白糠町総合計画と同様、「3つの柱」を重要視点として位置付け、まちづくりを推進します。

まちづくりの 重要視点	重要視点1 第一次産業の再興と振興 重要視点2 町民の健康づくり 重要視点3 教育(意識改革)
----------------	--

・「白糠」の持つ豊かな自然と気候風土、恵まれた地域資源を活用して、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、生涯輝いて暮らせるまち、安全で安心して心豊かに住み続けたい、誰もが住んでみたくなるまちの実現を目指します。

将来像	生き生きしらぬか 笑顔輝くまちを目指して
-----	---------------------------------------

■実行計画：施策の大綱

1 機能的で魅力ある基盤づくり～生活基盤分野

施策	1-1 道路・交通ネットワークの整備	1-2 住宅・市街地の整備
	1-3 交通安全・防犯体制の充実	1-4 消防・救急・防災体制の充実
	1-5 情報ネットワークの整備	

2 美しく快適な環境づくり～環境保全分野

施策	2-1 上下水道の整備	2-2 環境衛生の充実	2-3 墓地・火葬場の整備
	2-4 公園・緑地の整備	2-5 環境保全・公害防止の推進	
	2-6 地球温暖化防止対策の推進		

3 健康で思いやりのある社会づくり～保健・医療・福祉分野

施策	3-1 保健・医療体制の充実	3-2 地域福祉の充実	3-3 高齢者福祉の充実
	3-4 障がい者福祉の充実	3-5 子育て支援の充実	3-6 社会保障の充実

4 希望あふれるひとづくり～教育・文化分野

施策	4-1 生涯学習社会の充実	4-2 幼児・学校教育の充実	4-3 社会教育の充実
	4-4 芸術文化活動の充実		
	4-5 スポーツ活動の充実		

5 活力に満ちた産業づくり～産業振興分野

施策	5-1 農業の振興	5-2 林業の振興	5-3 水産業の振興	5-4 商・工業の振興
	5-5 移住・定住の推進		5-6 観光・レクリエーションの振興	
	5-7 雇用・勤労者対策の充実			

6 みんなで歩む地域づくり～行財政分野

施策	6-1 開かれた協働のまちづくりの推進	6-2 コミュニティの育成
	6-3 消費者対策の充実	6-4 自立する自治体経営の推進
	6-5 男女共同参画・人権尊重社会の形成	

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成22年 北海道）【上位計画】

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針であり、都市計画の最上位計画である。

- 決定・告示 : 平成22年11月9日決定 道告示第746号
- 目標年次 : 平成32年の姿として策定
- 範囲 : 白糠都市計画区域：白糠町行政区域の一部
- 都市づくりの基本理念

【都市の現状と課題】

- ・白糠町は、白糠、庶路・西庶路、恋問の大きく3つの市街地が形成されてきた。
- ・産業については、農林水産業のほか、これらの加工業及び建設資材等の製造業等を基幹産業として発展してきた。
- ・近年の経済不況や少子高齢化の進展により、人口は減少傾向にあるとともに、中心市街地も疲弊が進んでいる状況にある。
- ・丘陵地が多く自然に恵まれた環境を活用し、効率的かつ利用区分を明確にした土地利用、まちづくりを進めることが重要である。

【都市づくりの基本理念】

今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

- 区域区分の有無 : 区域区分無し（非線引き都市計画区域）
- 都市計画の決定方針（抜粋）
- 土地利用の決定方針
- 白糠地区の北側並びに橋北地区、庶路地区及び西庶路地区の鉄道以北の専用住宅地は、その維持を図るとともに高齢社会に対応した住環境の整備を進める。
- 優良な農地の保全に努め、特に農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地として保全に努める。
- 災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努める。
- 茶路川、庶路川の下流域にある市街地は、河川緑地の保全をするほか、親水・親緑の空間形成に努める。
- 用途白地地域内は、周辺の土地利用等を保全するため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

○交通施設の決定方針

- 広域的な高速交通ネットワーク形成とアクセス道路の整備を進める。
- 都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- 歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- 公共交通軸の形成や交通結節点の整備などを進める。
- 釧路地方拠点都市の「産業・レクリエーションゾーン」として、市街地と各拠点を連絡する総合的な交通体系の確立を目指す。

○上下水道・河川の基本方針

- 水道施設の整備や更新を推進するとともに、継続的な水道事業の経営に努める。
- 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、下水道整備を促進する。
- 自然環境に配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

○自然的環境の整備・保全に関する決定方針

- 住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災等の諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- 多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地等の配置、整備を図り、長寿命化計画に基づき改築更新を行う。
- 自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- 河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワーク形成に努める。

(3) 白糠町人口ビジョン 平成27年10月

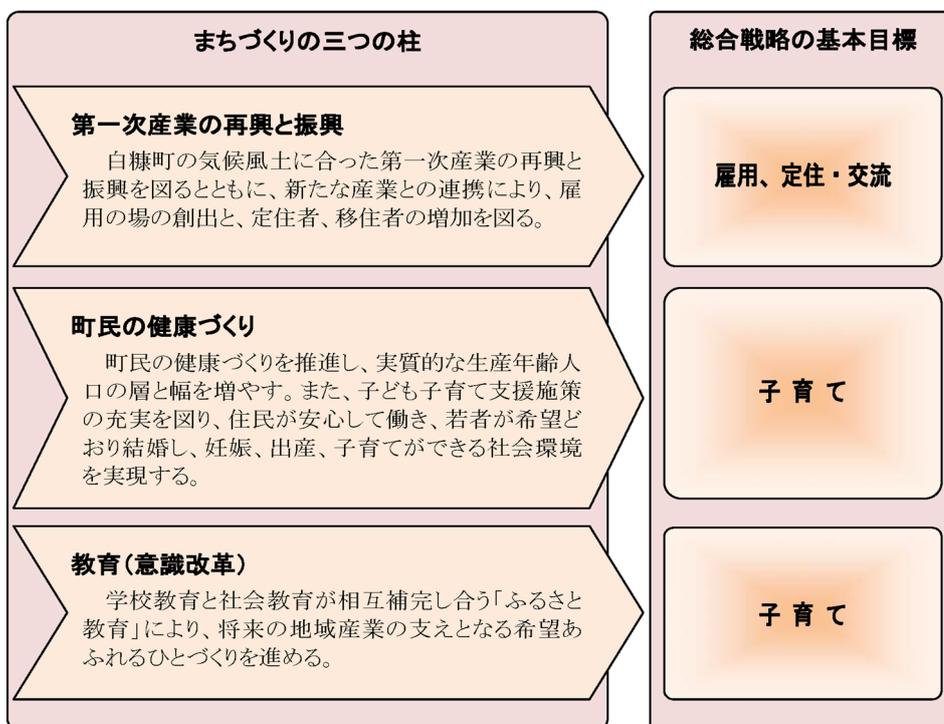
【関連計画】

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、白糠町の人口の現状を分析するとともに、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。同時に「白糠町創生総合戦略」の前提となるビジョンです。

■人口減少の克服を目指す取り組みの方向性

白糠町における地方創生のための「白糠町人口ビジョン」及び「白糠町創生総合戦略」は、これまでのまちづくり方針を維持しながら、より一層人口減少などの課題に対応するための計画として策定します。

■まちづくりの三つの柱と総合戦略の基本目標



■人口の将来展望

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と道の「人口ビジョン」を踏まえながら、白糠町の人口に関する推計分析、目指す取り組みの方向性等を考慮し、目標とする人口規模を展望します。

将来人口の推計は、効果的な施策を講じることで、社会移動をゼロと仮定し、

「出生率が 2040 年に 1.8 (国民希望出生率)、2060 年に 2.07 (人口置換水準)」

まで向上することを目標とします。

(4) 白糠町創生総合戦略 平成31年2月 【関連計画】

『「第一次産業の再興と振興」を図るとともに、新たな産業との連携により、雇用の場の確保と新たな雇用を生み出し、「町民の健康づくり」と「教育（意識改革）」の施策を連動させ、総合的に展開していくことが最終的に人口減少対策につながっていく』という方針を維持しながら、より一層人口減少などの課題に対応するための計画として策定します。

また、総合戦略は、地域経済縮小を克服するものであり、長期的には地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにするためのものです。

■計画期間 平成27（2015）年度～平成31（2019）年度 5年間

■計画概要：基本目標と施策内容

「白糠町創生総合戦略」においては、国の総合戦略策定の背景、基本目標を勘案し、白糠町の基本目標を次のように設定します。

白糠町の基本目標

＜雇用＞	地方における安定した雇用を創出する
＜定住・交流＞	地方への新しいひとの流れをつくる
＜子育て＞	若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
＜地域＞	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

政策内容

基本目標	政策内容	
【雇用】	(1) 地域産業の競争力強化 ・農林漁家の所得、意欲の向上、人口流出の抑制	①地場産業の振興
		②農林漁家の所得、意欲の向上、人口流出の抑制
		③6次産業化の推進
【定住・交流】	(1) 移住・定住の促進	①移住・定住の促進
		(2) 地方経済の活性化、交流人口の増加、移住の推進
	(3) 地域生活圏 ・安全な生活環境の形成	①ふるさと納税の推進
		②観光施設等の充実
【子育て】	(1) 子ども・子育て支援の充実	③過疎集落の再生
		④再生可能エネルギーの地産地消
		①子育て世代の人口減少の抑制、出生率向上並びに転入による人口増加
		②「ふるさと教育」による人づくり
【地域】	(1) 広域連携による地域活性化の推進	③10年後の学校教育に係る調査研究
		④心豊かな子育て支援
	(2) 防災対策機能の整備	①東京23区等との広域的な連携
		①防災教育の推進

(5) 白糠町公共施設等総合管理計画 平成29年3月

【関連計画】

■目的

国からの「公共施設等総合管理計画」の策定要請を機により一層健全な財政基盤を構築し、持続可能なまちを将来に引き継いでいくため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などまちづくりの指針として、策定するものです。

■計画期間 平成28年度～37年度 10年間

■基本方針

- ・将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新にかかわるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定し、公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

【対象施設の現状と課題】

- (1) 公共施設等の老朽化（特に学校教育施設）
- (2) インフラ施設の維持管理（実態把握と点検）
- (3) 公共施設保有量の質の維持と最適化

基本方針

(1) 建築系公共施設

- ①新規整備は原則行わず、既存施設の有効活用。
- ②施設の統合・整理や遊休施設の活用など、施設の複合化、複合化による空いた土地の有効活用又は処分。
- ③施設総量を削減、運営及び利用目的見直しによる統廃合の検討。
- ④PPP/PFI など民間活力の活用による施設の維持及び改修・管理運営コストの縮減。
- ⑤ゾーニング手法による公共施設の数、規模、機能、位置等の総合的な検討。

(2) インフラ系公共施設

- ①予算総額の範囲内での新築及び改修・更新の実施、予算総額縮減に合わせた投資額の設定。
- ②計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減。
PPP/PFI などの民間活力の活用による機能維持・向上、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減

(6) 白糠町地域防災計画 平成31年4月 【関連計画】

災害対策基本法第42条及び白糠町防災会議条例に基づき、白糠町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る防災に関し、住民の生命・財産等の保護と被害を軽減すること等を目的に、災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めたものであり、国の防災基本計画、北海道地域防災計画と相互に連携する。

市街地や施設整備等、都市基盤に特に関連性の高い項目を以下に抜粋する。

第6章 地震・津波災害対策計画

第2節 地震・津波災害予防計画

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた公共施設の移転・整備や土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

5 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりとする。

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の推進

現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さない既存建築物の耐震改修を促進するため、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップの普及やパンフレット等を活用して耐震改修の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。また、町は、「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「白糠町耐震改修促進計画」に基づき、指導、助言を行う。

(3) 震災建築物の安全対策

町は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊などから住民の安全を確保するため、北海道震災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(7) 白糠町地域公共交通網形成計画 平成29年3月

【関連計画】

■目的

社会情勢が変化するなか、公共交通利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しているが、今後とも高齢者など交通弱者の増加により移動手段の確保は重要性を増してきている。このため将来を見据えた公共交通を確保・維持していくため、白糠町にとって望ましく、持続可能な公共交通網の姿を明らかにするため策定するものである。

■計画期間 平成29年度～平成33年度 5年間

■基本方針

1. 市街地における利便性の高い生活交通の形成
2. 山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保
3. 地域が守り育て、将来につなぐ公共交通としての意識の醸成
4. 広域的な移動を支援する基幹交通の維持

■白糠町が目指す公共交通像

